

空気調和実施基準

(平成十四年三月三十一日館長決定第三号)

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

空気調和実施基準（昭和四十年館長決定第八号）の全部を改正する。

(趣旨)

1 国立国会図書館の庁舎における空気調和の実施基準は、本件の定めるところによる。

(実施基準)

- 2 書庫の空気調和は、常時、実施する。
- 3 書庫以外の区画の冷房実施期間は、七月一日から九月三十日までとする。
- 4 書庫以外の区画の暖房実施期間は、十二月一日から翌年の三月三十一日までとする。

(特例)

5 外気温度の著しい変動等がある場合には、前二項の規定にかかわらず、本庁舎にあつては総務部管理課長が、関西館庁舎にあつては関西館総務課長が、国際子ども図書館庁舎にあつては国際子ども図書館企画協力課長が、必要に応じ、冷房又は暖房を実施し、又は実施しないことができる。

附 則